

○農林水産省告示第千九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年八月四日

農林水産大臣 林 芳正

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所和歌山県伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

○農林水産省告示第千九百四十二号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九條第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四條の九第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第百八号（農業改良資金融通法第九條第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四條の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十七年八月四日

農林水産大臣 林 芳正

表株式会社日本政策金融公庫の項中

平成二十七年一月一日から平成二十七年三月三十一日まで

平成二十七年一月一日から平成二十七年三月三十一日まで

平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日まで

平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

平成二十七年一月一日から平成二十七年三月三十一日まで

平成二十七年一月一日から平成二十七年三月三十一日まで

平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日まで

平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで

改める。

○経済産業省告示第百五十七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十七年八月四日

学校 名称

長野県岩村田高等学校

電気科

学部・学科名

経済産業大臣 宮沢 洋一

備 考

平成二十七年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び高野町役場に備え置いて縦覧に供する。

○経済産業省告示第百五十八号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を公示する。
平成二十七年八月四日

大阪府電気工事高等職業訓練校

名 称

平成二十七年五月二十二日廃止

経済産業大臣 宮沢 洋一

備 考

○国土交通省告示第九百十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六條第一項及び第二項第一号、第四十六條第二項第一号、第八十條の二第一号、第八十一條第一号、第八十九條第一号、第九十四條並びに第九十九條並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八條の三の規定に基づき、木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件等の一部を次のように改正する。
平成二十七年八月四日

国土交通大臣 太田 昭宏

第一条 木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件（一部改正）

第一部を次のように改正する。
第三号中、「二〇四」の下に、「三〇四」を加え、同号の表二中「一〇六 二〇五 二〇六」を「一〇六 二〇五 二〇六 三〇六 四〇六」に改める。

第五号ただし書中「はる」を「張る」に改め、同号の表中「及びびいひ」を「べいひ及びびいひ」に改める。

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）
第二条 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

第三第一号イの表一中「及びびいひ」を「べいひ及びびいひ」に改め、同第二号イ中「構造用単板積層材の区分」を「A種構造用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分」に、「表六」を「表七」に、「表七及び表八」を「表八から表十まで」に改め、同号イの表六の表中「構造用単板積層材」を「A種構造用単板積層材」に改め、同表六〇Eの項の次に次のように加える。

五〇E	特級		一級		二級	
	一一・七	一一・三	一一・一	一一・一	六・七	一一・一
	九・五	八・二	一一・一	一一・一	六・七	一一・一

第三第一号イの表六中「単板積層材規格第四條第一項の表中曲げ性能欄表中」を「単板積層材規格第四條第一項の表七」に改め、同号イの表八の表中「構造用単板積層材」を「A種構造用単板積層材」に改め、同表中「水平せん断性能」を「水平せん断区分」に、「表中接着の程度欄二」の表中「」を「表三」に改め、同表を同号イの表九とし、同号イの表七を同号イの表八とし、同号イの表六の次に次の一表を加える。

表七 B種構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

曲げヤング係数区分	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）		F _c		F _t		F _b	
	強軸	弱軸	強軸	弱軸	強軸	弱軸	強軸	弱軸
一四〇E	一一・九	四・三	一一・三	一一・九	一一・二	一一・二	五・八	四・九
一二〇E	一八・七	三・七	一五・六	二・五	二七・五	四・九		

一一〇E	一七・二	三・四	一四・四	二・三	二五・三	四・五
一〇〇E	一五・七	三・一	一三・二	二・一	二三・二	四・一
九〇E	一四・〇	二・八	一一・七	一・八	二〇・六	三・七
八〇E	一二・五	二・五	一〇・五	一・六	一八・四	三・三
七〇E	一〇・八	二・一	九・〇	一・四	一五・九	二・八
六〇E	九・三	一・八	七・八	一・二	一三・七	二・四
五〇E	七・六	一・五	六・三	一・〇	一一・一	二・〇
四〇E	六・一	一・二	五・一	〇・八	九・〇	一・六
三〇E	四・六	〇・九	三・九	〇・六	六・八	一・二

この表において、曲げヤング係数区分は単板積層材規格第四条第一項の表八に掲げる曲げヤング係数区分を表すものとする。

第三第一号イの表九の次に次の一表を加える。

表十 B種構造用単板積層材のせん断の基準強度

水平せん断区分	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	
	縦使い方向	平使い方向
六五V―四三H	四・三	二・八
六〇V―四〇H	四・〇	二・六
五五V―三六H	三・六	二・四
五〇V―三三H	三・三	二・二
四五V―三〇H	三・〇	二・〇
四〇V―二六H	二・六	一・七
三五V―二三H	二・三	一・五
三〇V―二〇H	二・〇	一・三
二五V―一六H	一・六	一・〇

この表において、水平せん断区分は、単板積層材規格第四条第一項の表四に掲げる水平せん断区分を表すものとする。

第三第二号ロ中「表」を「表二」に改め、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、A種構造用単板積層材のめり込みに対する基準強度 F_{cv} にあつては、そのめりこみ性能の表示の区分に応じてそれぞれ次の表二の数値とすることができる。

第三第二号ロの表を同号ロの表一とし、同表の前に次のように加える。

表一 集成材等のめり込みに対する基準強度

第三第二号ロの表一の次に次の一表を加える。
表二 A種構造用単板積層材のめり込みに対する基準強度

めりこみ性能の表示の区分	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
一八〇B	一八・〇
一六〇B	一六・〇
一三五B	一三・五
九〇B	九・〇

この表において、めりこみ性能の表示の区分は、単板積層材規格第四条第一項の表九に掲げる表示の区分を表すものとする。

(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)

第三條 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十三年国土交通省告示第千五百四十号)の一部を次のように改正する。

前文中「工法をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第二第一号の表(二)の項中「規格又は」を「規格」に改め、「塗装溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯」―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格」の下に「又はJIS G三三三三(一般構造用溶接軽量H形鋼)―一九九〇に規定する形鋼の規格(鋼材の厚さが二・三ミリメートル以上六ミリメートル以下に係る部分に限る。以下「軽量H形鋼規格」という。)」を加え、同表(三)の項中「(二)に掲げる規格(一)の下に「軽量H形鋼規格を除く。」を加える。

第二第三号中「ロ、ハ、ニ又はホ」を「ハからヘまで」に改め、ホをへとし、二をホとし、ハを二とし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 構造用鋼材のうち鋼材の厚さを二・三ミリメートル以上六ミリメートル以下としたもの(床根太及び天井根太に用いる場合に限る。)

第四第七号中「床版の枠組材」の下に「床根太又は側根太をいう。以下同じ。」を、「頭つなぎ」の下に「第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあつては、当該上枠。以下この号において同じ。」を加え、同第八号中「二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする」を「次に掲げる」に、「令第八十二条第一号」を「建築基準法施行令(以下「令」という。第八十二条第一号)に改め、同号に次のように加える。

イ 二階以上の階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ 二階以上の階の床根太に軽量H形鋼規格に規定する形鋼又は第二第三号ロに規定する構造用鋼材(以下これらを総称して「軽量H形鋼」という。)を使用する場合

第四第九号に次のように加える。

ト 一階の床根太に軽量H形鋼を使用する場合

第五第七号中「この号」の下に「及び第十第一号」を加え、同第八号中「又は四〇六に適合する」を「若しくは四〇六に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上の」に、「又は四〇八に適合する」を「若しくは四〇八に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百八十四ミリメートル以上の」に改め、同第十一号に次のただし書を加える。

ただし、当該耐力壁の上枠と同寸法以上の断面を有する床版の枠組材又は小屋組の部材(たるき、天井根太又はトラスをいう。以下同じ)を当該上枠に緊結し、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結する場合においては、この限りでない。

第五第十五号中「頭つなぎ」の下に「(第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材又は小屋組の部材とを緊結する場合にあつては、当該床版の枠組材又は小屋組の部材。以下この号において同じ。)」を加える。

第七第五号に次のただし書を加える。

ただし、たるき又はトラスと次に掲げる部材のいずれかとを金物で構造耐力上有効に緊結する場合においては、この限りでない。

イ 上枠（第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠とたるき又はトラスとを緊結する場合に限る。）

ロ 上枠及び天井根太（第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と天井根太とを緊結する場合に限る。）

第七第九号中「頭つなぎ」の下に「第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と小屋組の部材とを緊結する場合にあつては、当該上枠。以下この号において同じ。」を加え、第七に次の一号を加える。

十三 天井根太に軽量H形鋼を使用する場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行ふ令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号の規定は、適用しない。

第八第六号中「薄板軽量形鋼」の下に「又は軽量H形鋼」を加える。

第十第一号中「第六号」の下に「第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十七センチメートル以上である場合に限る。）」を加え、同第二号中「床根太」の下に「相互」を加え、「した」を「とする」に「第七第九号」を「第七第二号（たるき相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）及び第九号」に改める。

（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の一部改正）

第四 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第五千五百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一第四号中「床版の枠組材」の下に「（床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ。）」を加え、同第七号中「この号」の下に「及び第三第二号」を加え、同第八号中「又は四〇六に適合する」を「若しくは四〇六に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅四百四十ミリメートル以上の」に、「又は四〇六に適合する」を「若しくは四〇六に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅四四四ミリメートル以上の」に改め、同第十一号に次のただし書を加える。

ただし、当該耐力壁の上枠と同寸法以上の断面を有する床版の枠組材を当該上枠に緊結し、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結する場合においては、この限りでない。

第一第十五号表以外の部分中「頭つなぎ」の下に「第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあつては、当該床版の枠組材。以下この号において同じ。」を加え、同第十六号の表中「SFN四五」を「SF四五」に改める。

第二第七号中「頭つなぎ」の下に「（第一第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあつては、当該上枠。）」を加え、同第八号中「二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 二階以上の階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ 二階以上の階の床根太に軽量H形鋼（平成十三年国土交通省告示第五千四百四十号第四第八号ロに規定する軽量H形鋼をいう。以下同じ。）を使用する場合

第二第九号中「平成十二年建設省告示第四千四百六十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。」を削り、同号へ中「薄板軽量形鋼」の下に（平成十三年国土交通省告示第五千四百四十号第二第四号に規定する薄板軽量形鋼をいう。）を加え、同号への次に次のように加える。

ト 一階の床根太に軽量H形鋼を使用する場合

第三第二号中「第六号」の下に「第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十七センチメートル以上である場合に限る。）」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

国会事項

衆議院

議案提出

七月三十一日議員から提出した議案は次のとおりである。

分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（奥野総一郎外二名提出）

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案（田嶋要外三名提出）

議案送付

七月三十一日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案

社会福祉法等の一部を改正する法律案

答弁書受領

七月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出国家貿易における優遇枠に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出世界遺産登録における用語の解釈に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出安倍総理の答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出ヘリウムガス吸引による事故に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出麻疹の感染者が沖縄に旅行に來たことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木克昌提出安保法制の問題点に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出政府が設置する諮問機関に係る構成メンバーに関する質問に対する答弁書

衆議院議員菅直人提出川内原発の高経年化対策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出藤崎駐米大使とクリントン國務長官との会談に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信提出財政制度等審議会財政制度分科会で示された教職員定数の合理化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出TPP交渉についての政府の見解等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ビザなし交流促進島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する再質問に対する答弁書

参議院

議事日程 第三十六号

平成二十七年七月三十一日（金曜日）
午前十時 本会議

第一 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（趣旨説明）

七月三十一日議員から次の議案が提出された。
児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（斎藤嘉隆外八名発議（参第一三三））

議案受領
七月三十一日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六一―一）

社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第六七―七）

議案付託
七月三十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（閣法第八―八）

内閣委員会に付託
質問主意書提出

七月三十一日議員から次の質問主意書が提出された。

誰もがいきいきと働けるための環境整備に関する質問主意書（石上俊雄提出（第二二二―二））